



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 47(1), 387-392
Issue Date	1996-05-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15667
Type	bulletin (other)
File Information	47(1)_p387-392.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○平成七年一〇月二十七日(金) 午後一時三〇分より

「地域コミュニティと法—マンション管理を素材として—」

報告者

尾崎一郎氏

(北海道大学法学部助教授)

出席者

二一人

本報告は、分譲型マンションの管理における区分所有者自身による集团的意思決定や利害調整(および住民間の騒音トラブルなどの近隣紛争の処理過程)を素材にして、横浜市郊外の三二〇戸からなるある公団団地を対象に行った実態調査の結果に依拠しつつ、都市あるいは新興住宅地の地域コミュニティにおける社会秩序のありようと法の役割について論じたものである。報告の本論部分は私が一九九四年に日本法社会学会において行った報告(『法社会学』(一九九五)四七号一六三一—一六七頁)

と大差ないのでそちらを御参照願いたい。ここでは、北大法学会における報告をなす際に新たに冒頭に付加した、私がこの研究を進めるに当たって抱いていた(そして現在も抱いている)「一般的な問題関心」を略述する(ただし、法学会における質疑応答は主として本論部分をめぐってなされた)。

* * * *

戦後、特に高度経済成長長期以降の日本の法と社会において、六本佳平教授が「社会秩序の法化」と名付けた「社会構造に内在する秩序装置が力を失って、当事者を直接にとりまく人々からなる紛争準拠集団の機能が低下し、国家の法システムの規範や手続きや制裁力によらなければ、紛争の解決が困難となる傾向」(六本『法社会学』(一九八六)二五〇頁)が生まれていることは否定できないところである。私はそうした現象をより詳細かつ実証的に検討するため、かつて都市の住宅地における近

隣紛争の処理過程を実態調査を交えて分析し、①それぞれの地域共同体において、その都市化に伴い、伝統的な秩序維持メカニズムや秩序原理が相当程度消滅、解体し、人々の争いが感情的かつ長期的なものになる傾向があること、②しかし、国家法システムや法原理が伝統的なものに代わる秩序維持メカニズム、秩序原理として定着しているわけではなく、それらは依然として、他にどうしようもなくなった時に、ごくまれに、嫌々、最後の手段として、外的視点から道具的・戦略的に援用されるものにとどまっていること、③従って多くの場合、生活紛争は一方当事者の転居などによる事実上の終結に頼りがちなこと、を見出した。

「不自然な法化」とでも呼べるようなこうした状況において、社会の統合、規範、秩序あるいはモラリティの基礎的担い手として、その機能、存在意義を再検討すべきなのが地域コミュニティである。すなわち、「自然な法化」が達成された社会においては、各行為者が、公共的事項や紛争事案について、主体的かつ対等かつ自由な立場から、公正な手続きに乗りつつ、正当性を付与されたルールを参照しながら、理性的に討議すること（そしてできれば納得ずくの合意に至ること）が期待されるが、そのためには、各行為者が、議論の対象である問題に関わる情

報をその歴史的経緯や関連する諸規範を含めて知悉しており、当該問題に対して持続的な関心を抱いていることが事実上不可欠である。そしてそれは、各個人が全くバラバラに生活を築き、ただ機能的にのみ結びついている、またそうした結びつきと解体とがその時々々の短期的な利得計算に基づいて繰り返される、ある種典型的に近代的と呼び得るような関係ではなく、地域に根ざした結合（それには当然歴史性が伴っている）の上に（少なくとも）より容易に）成り立つと考えるのが自然である。

私は、地域コミュニティの機能や構造を念頭に置きつつ、日本社会において「自然な法化」が実現されるための現実的な条件を実証的に探求することに目下エネルギーを集中しているが、今回素材として取り上げたのがマンション管理である。この問題を取り上げたのは、以下の理由による。

第一に、集合住宅は伝統的な地縁から離脱した人々が様々な場所から新たに集まって形成している共同体である。すなわち、それまで何もなかったところに、何の関係もなかった人々が寄り集まることで出現する人工的な社会であり、「自然な法化」⁽¹⁾の実現可能性を探究するのに関連因子を操作可能なまでに限定して分析できる格好の素材である。この点、しばしばマンション問題の専門家によりマンション管理が「自治の実験室」など

と表されるのは、このことの当事者側からの表現であると言える。

第二に、しかも、そうした「人工的な社会」はますます広がりつつあり、阪神大震災により倒壊したマンションの再建をめぐる住民間の意思統一の困難さや関連法規の不備の指摘が相次いでいることを想起するまでもなく、マンション管理が今後日本の大きな社会問題になっていくことが予想される。

第三に、地域コミュニティの機能に着目する先述した問題関心からすれば、今後の研究の、すでに相当程度議論の蓄積のある地域共同自治論、まちづくり論などの親近性が予想されるが、マンション管理研究は、対行政当局での住民による決定権限の確保とその正当性という従来からの自治論、まちづくり論の基本視角から比較的的自由であり、余計な価値判断や思い入れに惑わされない、コミュニティ成員間の相互行為過程を軸とした分析が可能である。

(1) この点、さらに付言すれば、マンションにおいては、建物や土地の共有という機能的結合に基づく「社会集団」性と、同一建物、敷地内への居住による近隣関係の形成という「地域社会」性(「新しい地縁」)とが併在していることが重要である。本来

分析的には別の、しかし現実の社会では複雑に絡み合っているこの二つの性格が比較的観察者に見えやすい形で組み直されているというのが、マンションの社会学的特徴であり、会社などの機能的結合のみからなる組織との顕著な差違である。

○平成七年十一月二日(火)午後一時三〇分より

「国民国家の二つの顔」

報告者 クリストフ・ミュラー氏

(バルリン自由大学名誉教授)

通訳 植木 勉 子氏

(北海道大学文学部教授)

出席者 二四名

○平成七年二月二八日(金)午後三時より

「福祉国家論からみたカナダ医療政策の展開」

報告者 新川 敏 光氏

(北海道大学法学部教授)

出席者 二七名

比較政治経済学の立場からの福祉国家研究は、一九七〇年代のコーボラティズム論以来、スカンディナヴィア諸国（なかなくスウェーデン）の実証分析によって牽引されてきたといつて過言ではない。スカンディナヴィアにおける社会権としての福祉・社会保障制度の確立をもって制度的福祉国家、あるいは社民的福祉国家の成立と見做し、これと対照的に市場的競争・自助原則によって福祉・社会保障への公的介入を最小限に抑えようとするタイプを自由主義的、あるいは残滓的福祉国家と呼ぶ。

カナダは、アメリカ合衆国とともに自由主義的福祉国家として分類されてきた。移民国家としての両国における自助イデオロギーの強さ、社会支出の低さ、制度的福祉国家を發展させるといわれる労働組織、親労働政党（典型的には社民党）の脆弱性といったものを考えると、こうした類型化はあながち誤りとはいえない。しかしながら、個々具体的な政策、とりわけ医療政策の發展過程を考えると両国の違いは際立っている。アメリカは、近年のクリントン政権の医療制度改革の失敗に見られるように、今なお国民皆保険をもたない国であるのに対して、カナダは一九五〇年代には病院保険、一九六〇年代には医療保険を連邦レベルで整備している。

カナダにおける医療政策の發展を促進したのは、直接的には共同連邦党（CCF、後の新民主党）といった社民勢力である。とりわけサスカチュワン州のCCF政府は、病院保険、医療保険とともに全国に先駆け導入し、他州のモデル・ケースとなった。サスカチュワンを中心に平原諸州、プリティッシュ・コロンビア等へ制度が波及していくにつれ、連邦のコミットを求めめる声が強まった。また小党ながら保守党と自由党との間にあって、しばしばキャスティング・ボートを握った連邦CCF／新民主党は、制度への世論の圧倒的支持を背景に普遍主義的医療政策の実現をめざし、自由党政府に圧力をかけた。

カナダにおいて制度的福祉国家が發展しなかった理由として、アメリカ以上に分権的性格の強いカナダ連邦制を指摘する場合があるが、皮肉にもカナダ医療政策の發展を促したのは、カナダ特有の連邦—州関係であった。英領北アメリカ法（現一八六七年憲法）によって、保健に関する事柄が州の専属的権限と見なされたこと、及び州の広範に渡る自主課税権が州単独レベルでの先行実験を可能にした。さらに連邦議会において州の利益を反映する制度が保証されていなかったことから、連邦政府と州政府間のコミュニケーション・チャネルが發達し（しばしば行政連邦制と呼ばれる）、これによって州政府の要求を連邦政

府に効果的に反映することが可能になったのである。またこうしたチャネルは、連邦一州の関係各省の協調を生み出すことを容易にした。

今日のカナダにおいては、他の先進諸国同様財政逼迫から医療制度改革が求められている。しかしながら世論調査が繰り返り確認しているように、医療制度はカナダ国民の誇りであり、国民統合の象徴であるとまでいわれる。アメリカの影におびえながらも、「生命の価値を市場に委ねることにはあくまで反対」というカナダの姿勢・政策が、北米自由貿易圏のなかではたして維持されうるのか（既に侵食されているとの報告もある）、大いに注目されるが、この点については本報告では言及する余裕がなかった。

○平成八年一月二六日（金）午後一時半より

「フランス社会住宅立法の形成——“philanthropie”、“solidarité”、“service public”」

報告者

吉田 克己 氏

（北海道大学法学部教授）

出席者

二〇名

報告者は、この間、フランス住宅法の歴史的展開過程に関する研究に取り組んでいるが、そこでの主題は、①非衛生住宅問題と法、②高家賃問題と法、③社会住宅立法法の三つである。本報告は、これらのうち③を対象とし、一九世紀中葉に始まる労働者住宅供給のさまざまな試みから、フランス社会住宅立法の嚆矢である一八九四年シークフリード法の成立を経て、公的主体による社会住宅供給の方向に踏み出した一九一二年ボンヌヴェイ法の成立に至るフランス社会住宅立法の形成過程を、住宅政策に関する諸理念（報告の副題はそれらを示している）の対抗という視角から描こうとする試みである。

一九世紀中葉には、企業を主体とする労働者住宅供給が図られたが、そこで試行錯誤の結果「発見」された労働者住宅の範型は、戸建持家方式であった。労働者の企業や社会への統合⇨「労働者の道德化」を図るためには、それが最も適的な住宅供給形態だったのである。一九世紀末葉の時期には、かかる経験を踏まえつつ、民間の自発性とフィランソロピーの理念を強調した労働者住宅供給の試み⇨低廉住宅運動が展開する。これに対して、都市の民衆は左翼政党は、公共サービスの理念を前面に掲げつつ、公共団体（パリ市）の直接介入による労働者住宅の大量供給を主張し、パリ市参事会においてはそのような方

向の是非をめぐる激しい議論が戦わされた。

一八九四年法は、直接的には、右の低廉住宅運動を受けて立法化された。そのため、低廉住宅供給促進策は、民間の自発性を引き出すための間接介入（融資・税制上の優遇措置）に限定され、かつ、それもきわめて微温的なものに止められた。また、戸建持家での住宅供給についての助成措置も設けられたが、これもなお十分なものではなかった。その後の立法は、これらの不十分性を克服する方向で展開する。戸建持家取得の促進については、そのための法適用対象の拡大や金融機関の整備を実現した一九〇八年リボ法が重要な意義を持つ。公的介入の強化については、一定の低廉住宅についての公共団体の直接建設の可能性を承認し、また、低廉住宅公社を創設した一九一二年法が決定的な意義を有する。この二つの方向での立法展開は、改革の性格が異なるだけでなくその推進主体も異なり（一九〇八年法は議会内の保守派に担われたのに対して、一九一二年法は左派に担われた）、両者は、相互に補完的な性格というよりも対抗的な性格を持つものであった。

公的主体による低廉住宅の建設・供給を打ち出した一九一二年法が成立しえた背景には、間接的介入による援助にもかかわらず、民間部門での低廉住宅供給が一向に振るわないという現

実があった。一九一二年法以降は、民間部門による供給の試みはほとんど消滅し、低廉住宅公社がこの領域での活動を独占的に担うことになる。しかし、その活動を拡大するためには、大量の公的財政負担が必要になる。戦間期には、そのための予算拡大も試みられるが、大恐慌勃発などでその試みは挫折し、結局、現実の住宅政策は、公的財政負担はかからない安易な家賃統制によって図られることになった。この措置は、労働者住宅市場をさらに狭隘化するという逆機能をもたらした。

以上が報告の概要であるが、そのうち、一九世紀の企業による労働者住宅供給の試みについては、吉田「フランス社会住宅立法の源流」利谷信義ほか編『法における近代と現代』（法律文化社、一九九三年）、パリ市参事会での取組みについては、吉田「一九世紀末期フランスにおける住宅問題と公的介入の試み」本誌本号所収を参照されたい。それ以外の部分は、吉田『フランス住宅法の形成——住宅をめぐる国家・契約・所有権』（東京大学出版会から近刊予定）の第三章に収録する予定である。